

# 船舶事故調査報告書

平成25年10月17日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成25年1月5日（土） 11時00分ごろ
発生場所	千葉県銚子市銚子港東方沖 銚子港東防波堤川口灯台から真方位077° 1.7海里（M）付近 （概位 北緯35° 45.6′ 東経140° 53.8′）
事故調査の経過	平成25年1月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 第21三浦丸、4.64トン CB3-60376（漁船登録番号）、個人所有 11.00m（Lr）×2.35m×0.80m、FRP ディーゼル機関、220.65kW、昭和47年6月1日 第234-25号（船舶検査済票の番号） B プレジャーモーターボート 空海、5トン未満 250-44539茨城、個人所有 7.02m（Lr）×2.57m×1.37m、FRP ガソリン機関、110.30kW、平成11年10月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 76歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年11月15日 免許証交付日 平成20年9月3日 （平成26年6月12日まで有効） B 船長B 男性 66歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成22年10月26日 免許証交付日 平成22年10月26日 （平成27年10月25日まで有効）
死傷者等	A なし B なし
損傷	A 球状船首部の割損 B 操縦席右舷風防の折損、右舷船側外板の割損
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客9人を乗せ、銚子港東方

	<p>沖において、機関を中立運転にして漂泊しながら、釣りを行っていた。</p> <p>船長Aは、釣り場を移動するため、立って操船を行い、次の釣り場に向けて発進し、平成25年1月5日10時40分ごろに左舷船首方約0.5MにB船を視認した際、まだ両船間に距離があり、また、A船の周囲にB船以外の船舶を認めなかったため、他船がないものと思っていたため、下を向いてGPSプロッターを操作しながら、微速で南東進していたところ、11時00分ごろ、銚子港東方沖において、A船は、船首がB船の右舷に衝突した。</p> <p>船長Aは、衝突音でB船に衝突したことに気づき、反射的にクラッチを後進に入れた。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、銚子港東方沖で機関を中立運転し、船首を南西に向けて漂泊しながら、釣りを行っていた。</p> <p>船長Bは、漂泊中、時々、周囲の見張りを行っており、右舷方約400mに停留して釣りを行っている遊漁船のA船を視認していたが、B船の周囲にはA船以外の船舶を認めなかったため、他船がないものと思いき、また、過去の経験から遊漁船はすぐに移動するものと思っていた。</p> <p>船長Bは、操縦席の椅子に後方を向いて腰を掛けた姿勢で2本の釣り竿を見ていたとき、左舷側の釣り竿に反応があることを認め、B船の周囲にはA船以外の船舶はおらず、A船はすぐに移動するものと思っていたので、左舷船尾に移動して竿を持ち、根掛かりを外していたところ、背後から接近して来るA船に気づき、驚いて声を上げた直後、A船の船首がB船の右舷に衝突した。</p> <p>船長Bは、船長Aとお互いに連絡先等を確認し、B船の損傷が心配になって帰途につき、茨城県神栖市所在のマリーナに自力で戻った後、外板の損傷を知り、海上保安庁に通報した。</p> <p>船長Aは、銚子市外川漁港に自力で帰港した。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、波高 約1.5m、潮汐 下げ潮の中央期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船の釣り客は、釣り場の移動中、下を向いて各自の仕掛け等を片付けていたことから、B船に接近していることに誰も気づかなかった。</p> <p>船長Aは、周囲に船は少なく視界がよかったため、レーダーを作動させていなかった。</p> <p>B船は、レーダーがなかった。</p> <p>船長Bは、釣り客として20年以上釣り船への乗船経験があり、また、約4年のプレジャーボートでの釣り経験があった。</p>
<p>分析 乗組員等の関与</p>	<p>A あり、B あり</p>

<p>船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A 船は、銚子港東方沖を南東進中、船長Aが、左舷船首方約0.5 MにB船を視認していたが、まだ両船間に距離があり、また、A船の周囲にB船以外の船舶がないものと思ひ、下を向いてGPSプロッタの操作に注意を向け、見張りを行っていなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、銚子港東方沖で漂泊して釣り中、船長Bが、B船の周囲にはA船以外の船舶がおらず、また、遊漁船のA船はすぐに移動するものと思っており、左舷方を向き、竿を持って根掛かりを外すことに注意を向け、見張りを行っていなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、銚子港東方沖において、A船が南東進中、B船が漂泊して釣り中、両船船長が見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時、周囲の見張りを適切に行うこと。</li> </ul>